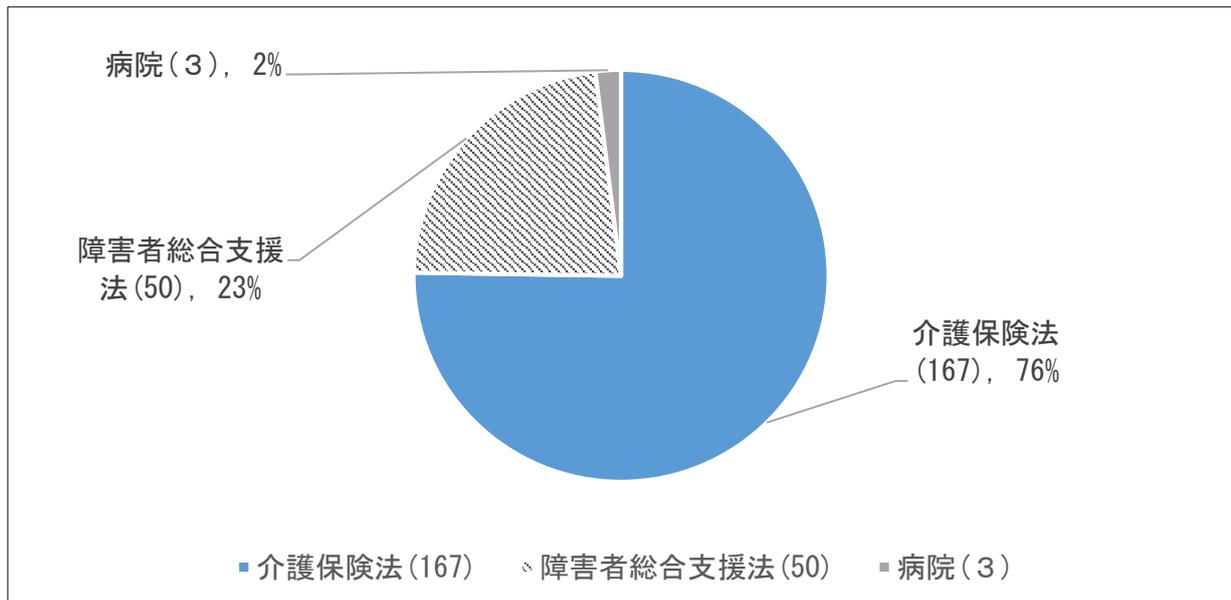


【事業所向けアンケート結果】

調査期間	令和3年10月1日(金)～10月29日(金)
調査対象	介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院。 ①高齢者施設(介護保険法) : 214事業所 ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 83事業所 ③病院 : 3病院 合計 : 300事業所
調査方法	インターネット回答(LoGoフォーム)
回収票数	①高齢者施設(介護保険法) : 167事業所(78.0%) ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 50事業所(60.2%) ③病院 : 3病院(100%) 合計 : 220事業所(73.3%)

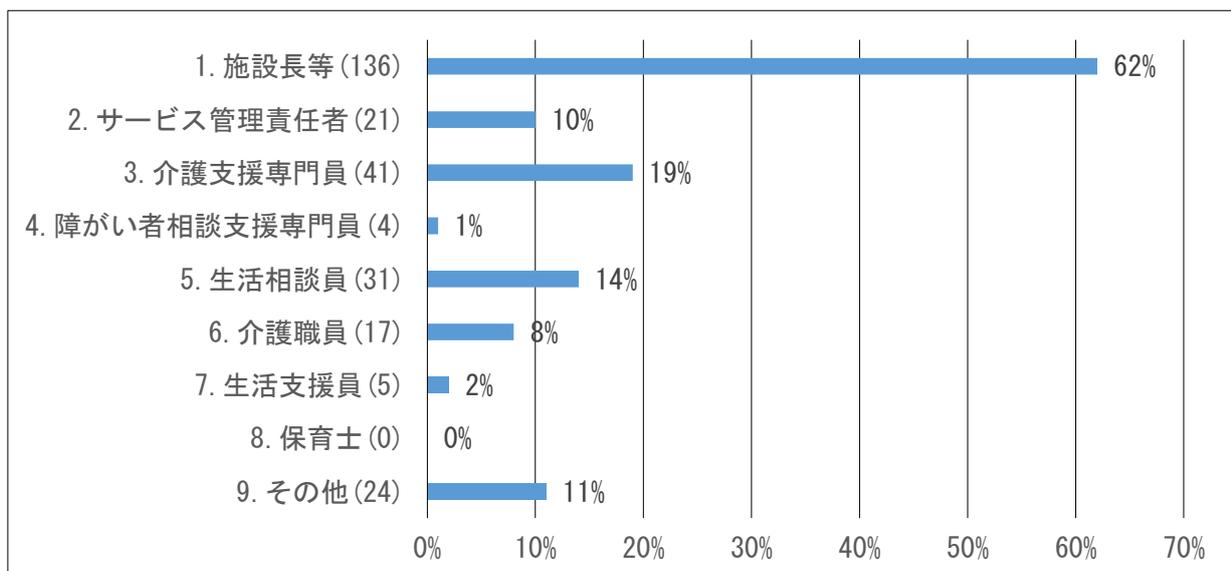
Q 1、Q 2、Q 3、Q 4

あなたの事業所の提供サービスにおける根拠法(対象者)を教えてください。



Q 5、Q 6 あなたの事業所での職種を教えてください(複数回答可)。

- | | |
|---------------|----------|
| 1 施設長・管理者・所長 | 6 介護職員 |
| 2 サービス管理責任者 | 7 生活支援員 |
| 3 介護支援専門員 | 8 保育士 |
| 4 障がい者相談支援専門員 | 9 その他() |
| 5 生活相談員 | |

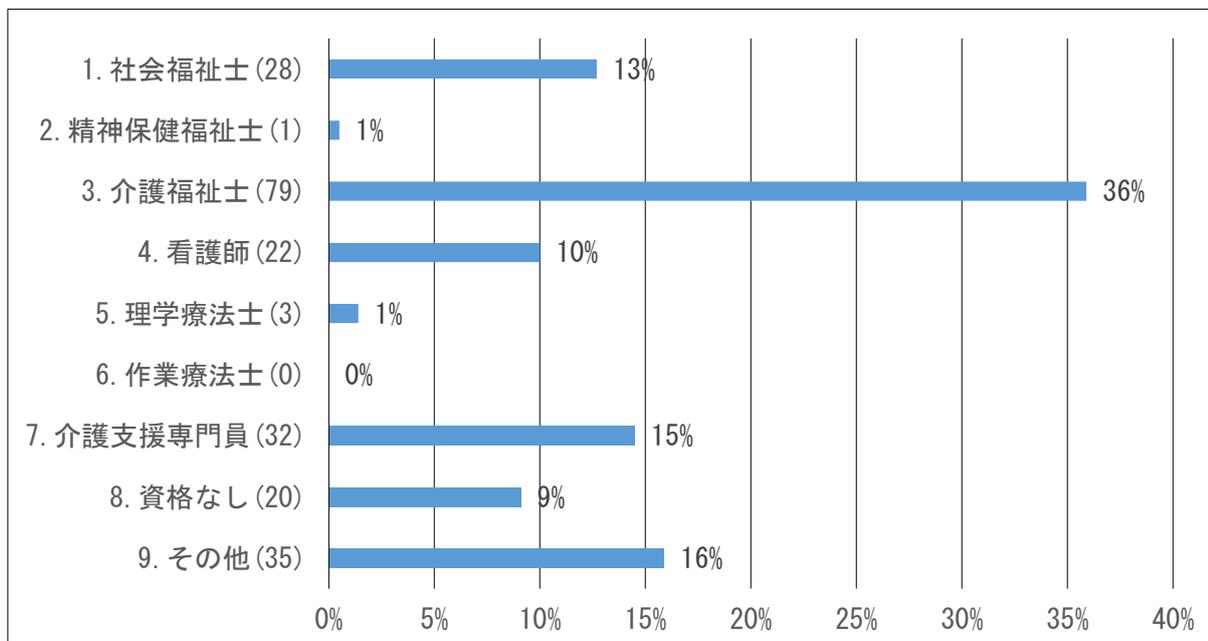


* 回答者 220 事業所に対する割合 (例: 施設長等 $136 \div 220 = 62\%$)

- その他：
- ・ 医療ソーシャルワーカー
 - ・ 医療ソーシャルワーカー（MSW、医療社会事業士）
 - ・ 看護師
 - ・ 機能訓練指導員
 - ・ 精神科ソーシャルワーカー
 - ・ 福祉用具専門相談員 など

Q7、Q8 あなたの主となる基礎資格を一つ教えてください。

- | | |
|-----------|----------|
| 1 社会福祉士 | 5 理学療法士 |
| 2 精神保健福祉士 | 6 作業療法士 |
| 3 介護福祉士 | 7 資格なし |
| 4 看護師 | 8 その他() |

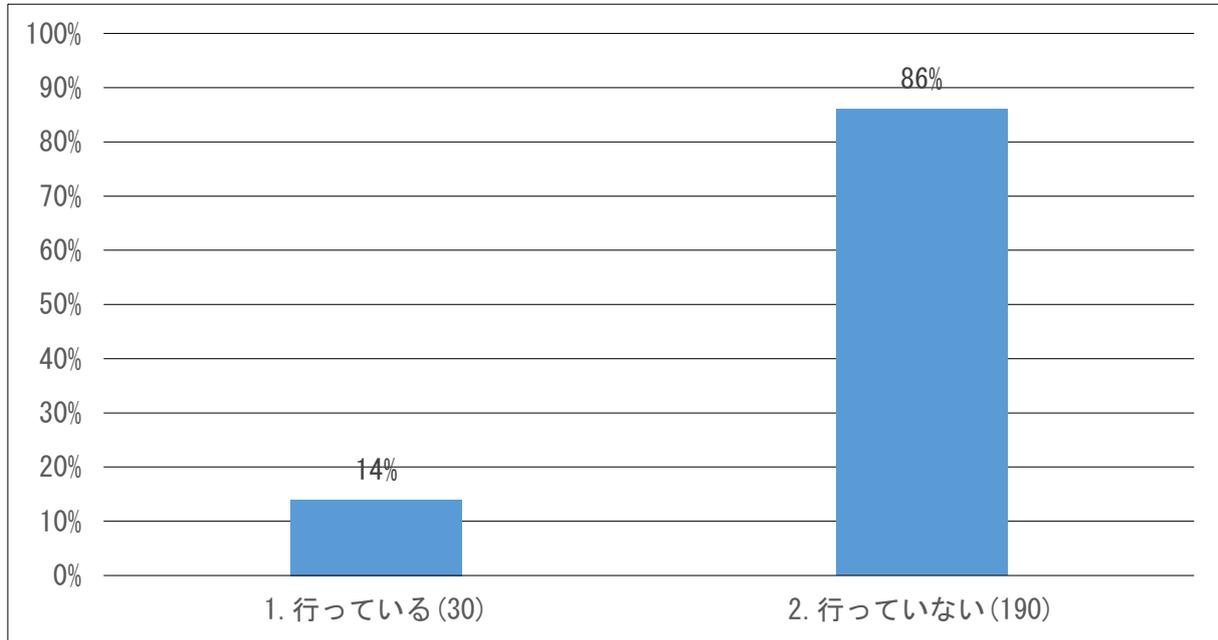


- その他：
- ・ ホームヘルパー
 - ・ 医師
 - ・ 健康運動実践指導士
 - ・ 児童指導員任用資格
 - ・ 社会福祉主事
 - ・ 福祉用具専門相談員
 - ・ 保育士 幼稚園教諭 など

Q 9 あなたの事業所では、利用者の金銭管理(通帳管理など)を行っていますか。

1 金銭管理をしている

2 金銭管理をしていない

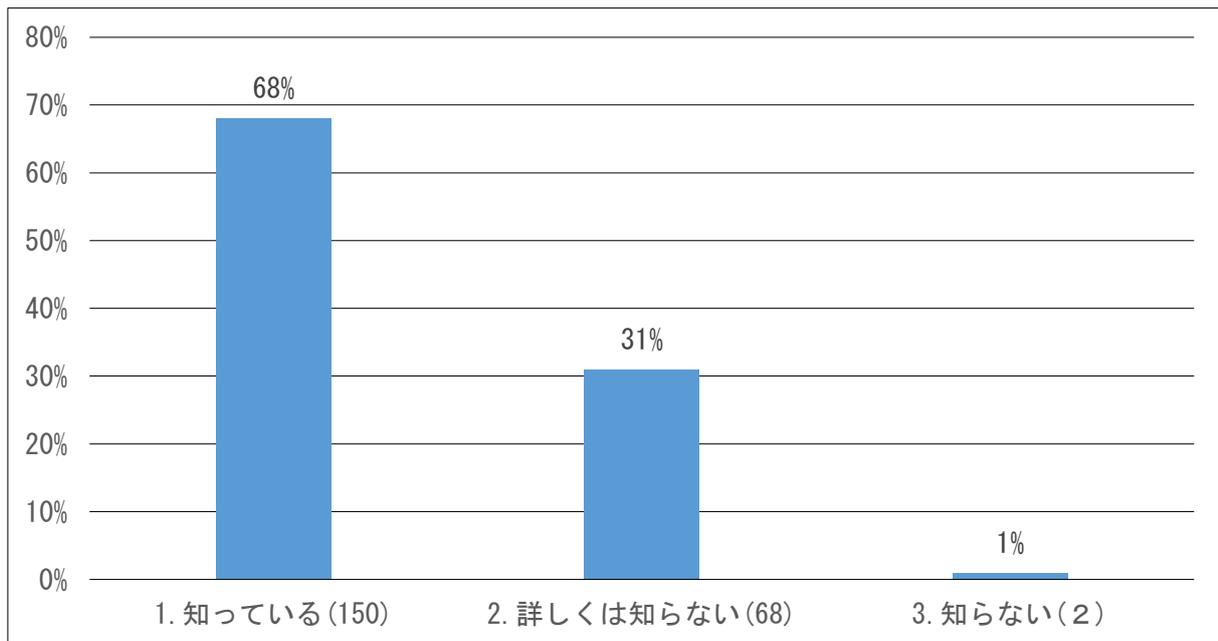


Q 10 あなたは成年後見制度について知っていますか。

1 知っている

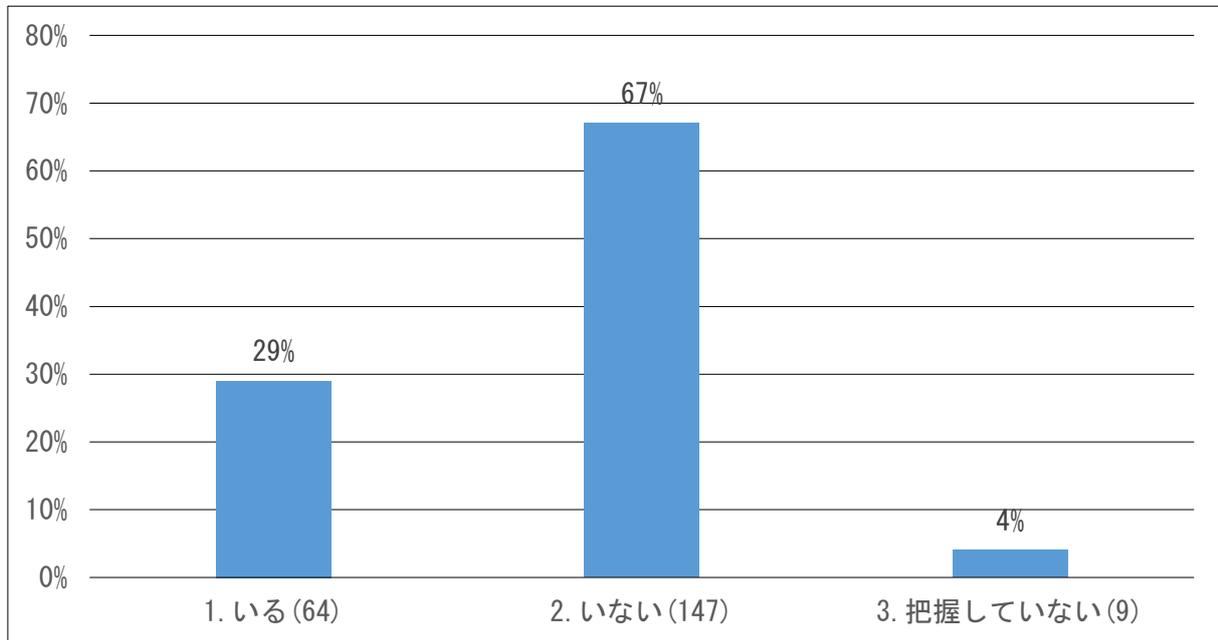
2 詳しくは知らないが制度は知っている(聞いたことがある)

3 知らない



Q11 あなたの事業所の利用者で現在、成年後見制度を利用している方はいますか。

1 いる 2 いない 3 把握していない



Q12、Q13 Q11において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：後見 の利用者の概ねの人数を教えてください。

_____ 人

後見	回答数	人数(回答数×人数)
1人	40	40
2人	14	28
3人	1	3
4人	1	4
6人以上	5	43
人数はわからない	3	-
	64	118

* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q14 Q11において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：保佐 の利用者の概ねの人数を教えてください。

_____人

保佐	回答数	人数(回答数×人数)
0人	7	0
1人	39	39
2人	2	4
3人	1	3
6人以上	0	0
人数はわからない	15	-
	64	46

* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q15 Q11において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：補助 の利用者の概ねの人数を教えてください。

_____人

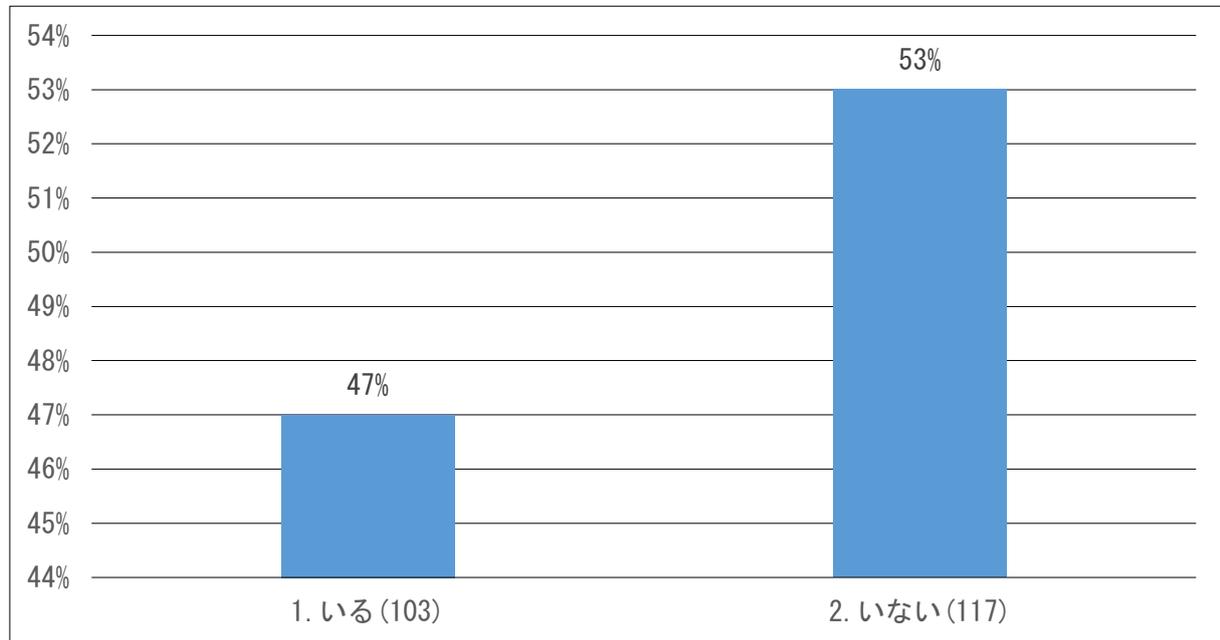
補助	回答数	人数(回答数×人数)
0人	10	0
1人	26	26
人数はわからない	28	-
	64	26

* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q16 あなたの事業所の利用者で、『将来的に』成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。

1 いる

2 いない



Q17、Q18 Q16において「いる」と回答した方にお伺いします。
成年後見制度の利用が必要と思われる人の概ねの人数をお答え下さい。

人

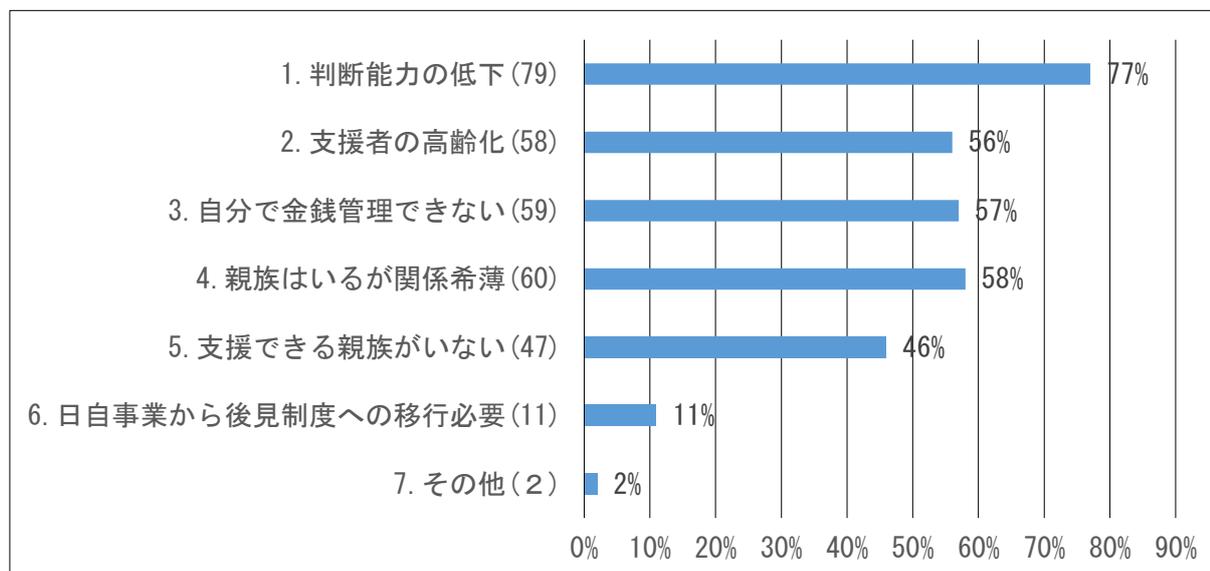
	回答数	人数(回答数×人数)
1人	33	33
2人	17	34
3人	18	54
4人	8	32
5人	7	35
6人以上	16	350
人数はわからない	4	-
	103	538

* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q 19、Q 20 Q 16 において「いる」と回答した方にお伺いします。

成年後見制度の利用が将来的に必要と思われる理由をお答え下さい(複数回答)。

- 1 本人の判断能力の低下
- 2 親族等の支援している方の判断能力低下や高齢化
- 3 自分でお金や資産の管理ができない
- 4 親族はいるが関係が希薄
- 5 支援できる親族が近くにいない
- 6 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要
- 7 その他()



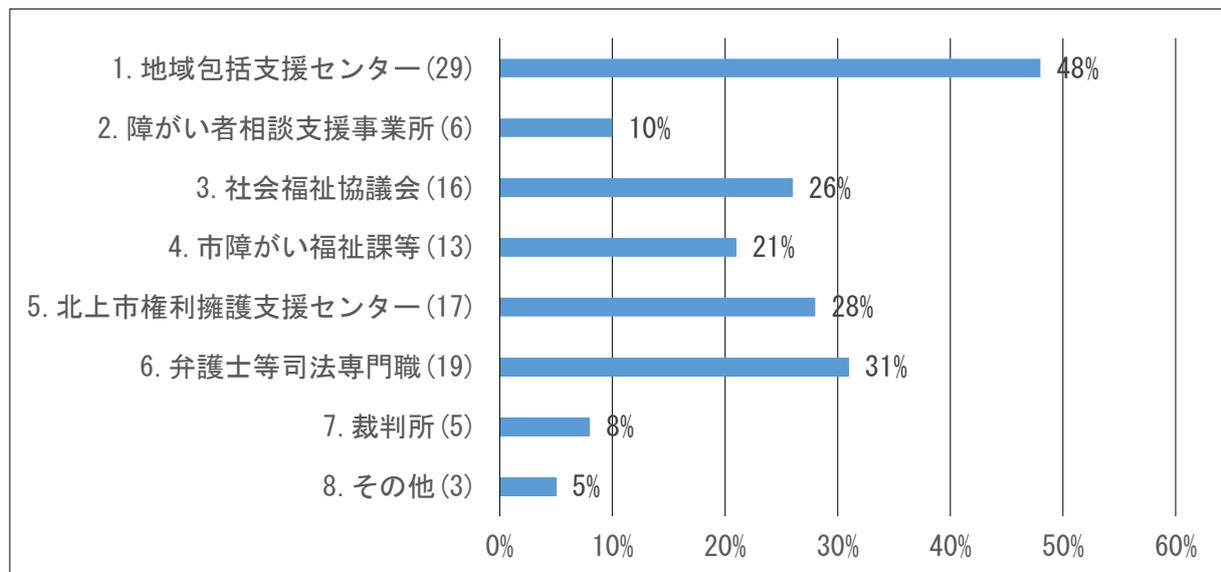
* Q 16 「いる」と回答した 103 事業所に対する割合

その他：親族以外の知人が本人の金銭管理をしている。本人からの希望と知人は話す、本人はうつ傾向で認知機能の低下も心配されるためいずれは公的な支援が必要と思われる。

Q22、Q23 Q21において「ある」と回答した方にお伺いします。

相談した他機関はどこですか(複数回答可)。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 地域包括支援センター | 5 北上市権利擁護支援センター |
| 2 障がい者相談支援事業所 | 6 弁護士等の司法専門職 |
| 3 社会福祉協議会 | 7 裁判所 |
| 4 北上市役所(障がい福祉課等) | 8 その他 () |

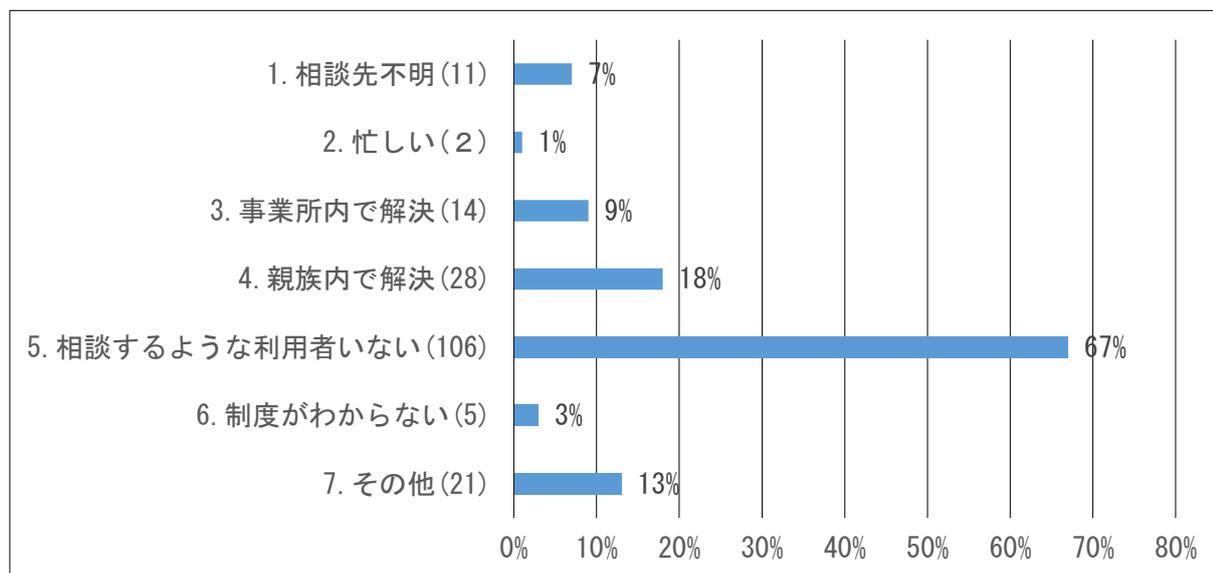


* Q21 「ある」と回答した 61 事業所に対する割合

その他：NPO団体、介護支援専門員

Q24、Q25 Q21において「ない」と回答した方にお伺いします。
 成年後見制度の相談をしたことがない理由をお答え下さい(複数回答可)。

- 1 相談先がわからない
- 2 忙しくて相談する余裕がない
- 3 事業所内で解決できた
- 4 利用者の親族内で解決できた
- 5 相談するような利用者がない
- 6 制度がわからないので、何を相談したら良いのかわからない
- 7 その他()



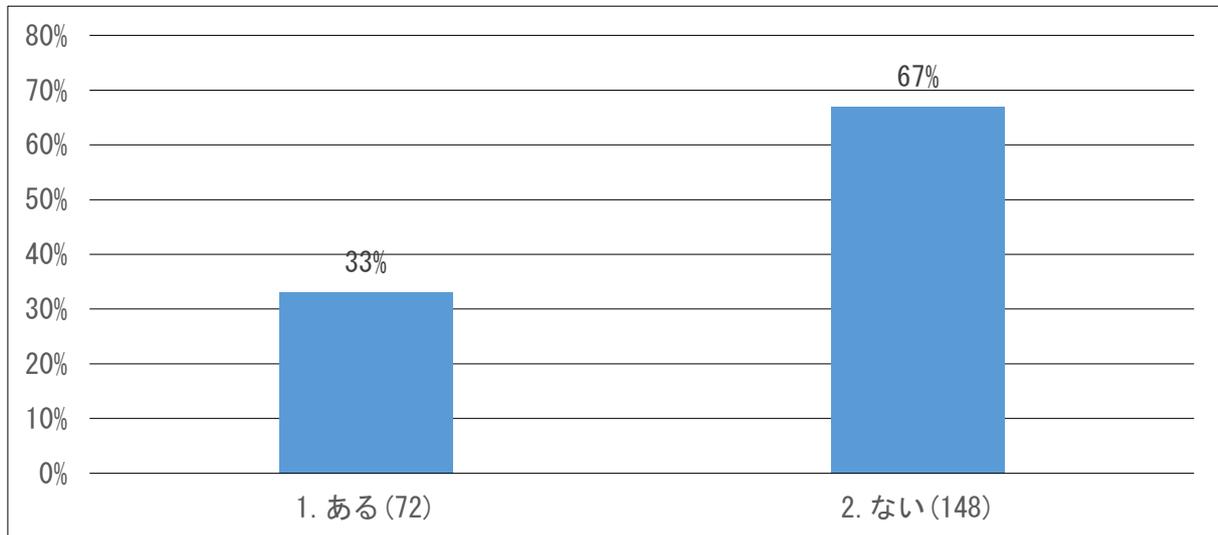
* Q21 「ない」と回答した 159 事業所に対する割合

- その他：
- ・施設開所から3年目と日が浅い
 - ・ケアマネジャーと情報を共有して連携するようにしているから。
 - ・現在、利用者の収入と年金で生活できている事から指導には至っていません
 - ・将来的には、要相談。現段階では、不要と思われる為。
 - ・利用開始前から後見人がついていたので
 - ・担当ケアマネジャーが主導で対応することがほとんどのため。
 - ・利用者に内容を正しく説明(紹介)できない。

Q26 あなたの事業所では、高齢者虐待・障がい者虐待について他機関に相談したことはありますか。

1 相談したことがある

2 相談したことが無い



Q27、Q28 Q26において「相談したことがある」と回答した方にお伺いします。相談した他機関をお答え下さい(複数回答可)。

1 地域包括支援センター

6 警察

2 障がい者相談支援事業所

7 弁護士等の司法専門職

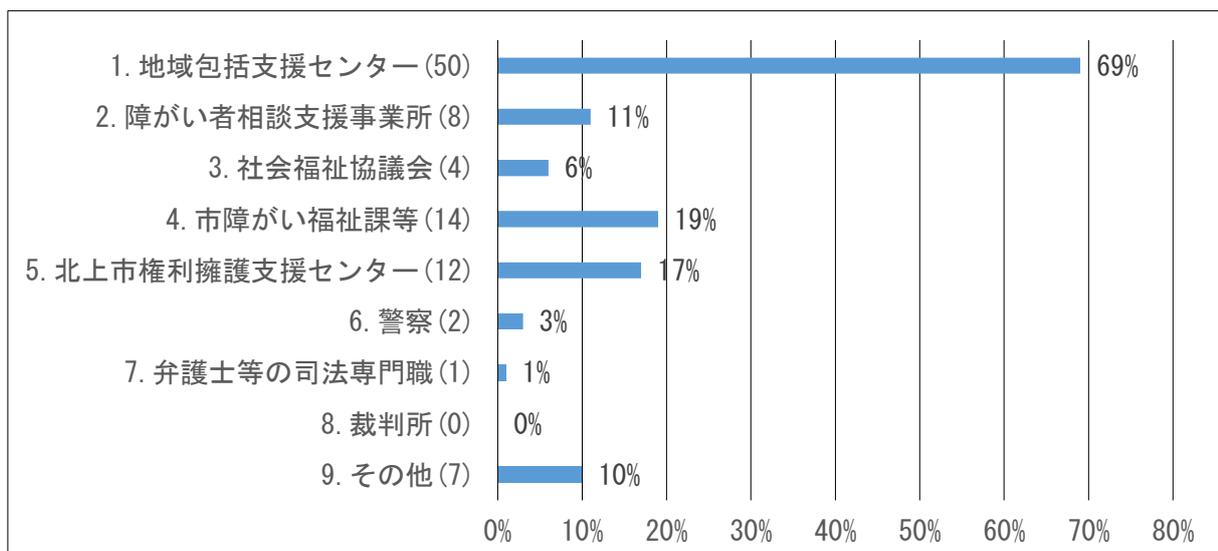
3 社会福祉協議会

8 裁判所

4 北上市役所(障がい福祉課等)

9 その他()

5 北上市権利擁護支援センター(市長寿介護課内)

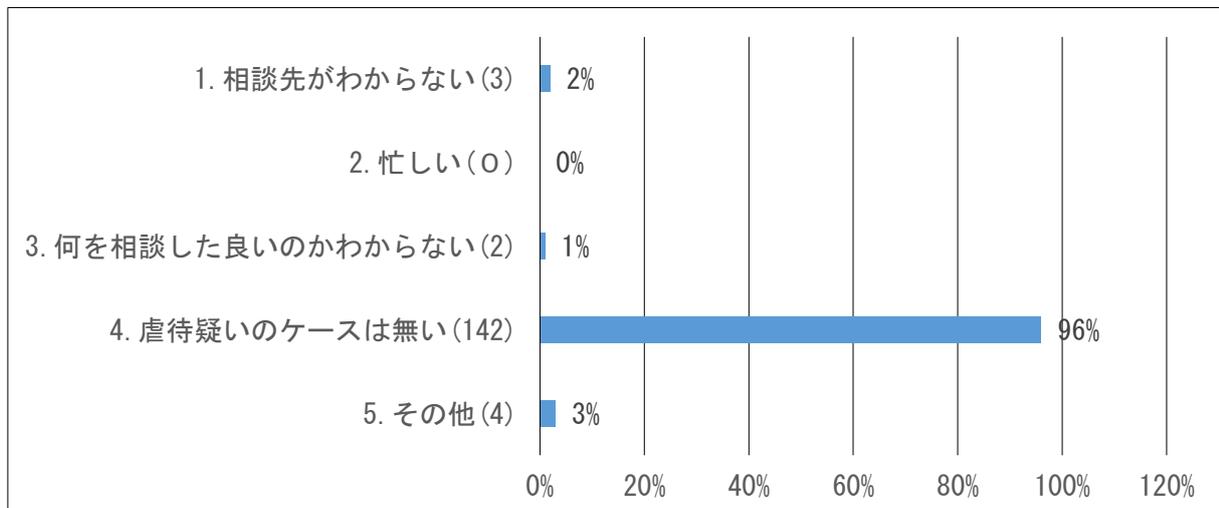


* Q26において「相談したことがある」と回答した72事業所に対する割合

- その他：
- ・ネグレクトが疑われる内容については、担当ケアマネジャーに報告し、次の段階からはケアマネジャーにお任せと致しました。
 - ・まずは担当ケアマネジャーへ報告している。また、だいたいはサービス依頼がくる前に担当ケアマネジャーが把握している。
 - ・医療機関相談員
 - ・虐待が疑われる利用者様の居宅支援事業所(担当の支援専門員へ)
 - ・包括支援センターや担当ケアマネに状況報告を行い、次のステージにはお任せ致しました。
 - ・北上市役所子育て支援担当部署

Q29、Q30 Q26において「相談したことが無い」と回答した方にお伺いします。相談したことが無い理由をお答え下さい(複数回答可)。

- 1 相談先がわからない
- 2 虐待が疑われるケースはあるが、忙しくて相談する余裕がない
- 3 なにを相談したら良いのかわからない
- 4 虐待が疑われるケースはない
- 5 その他()

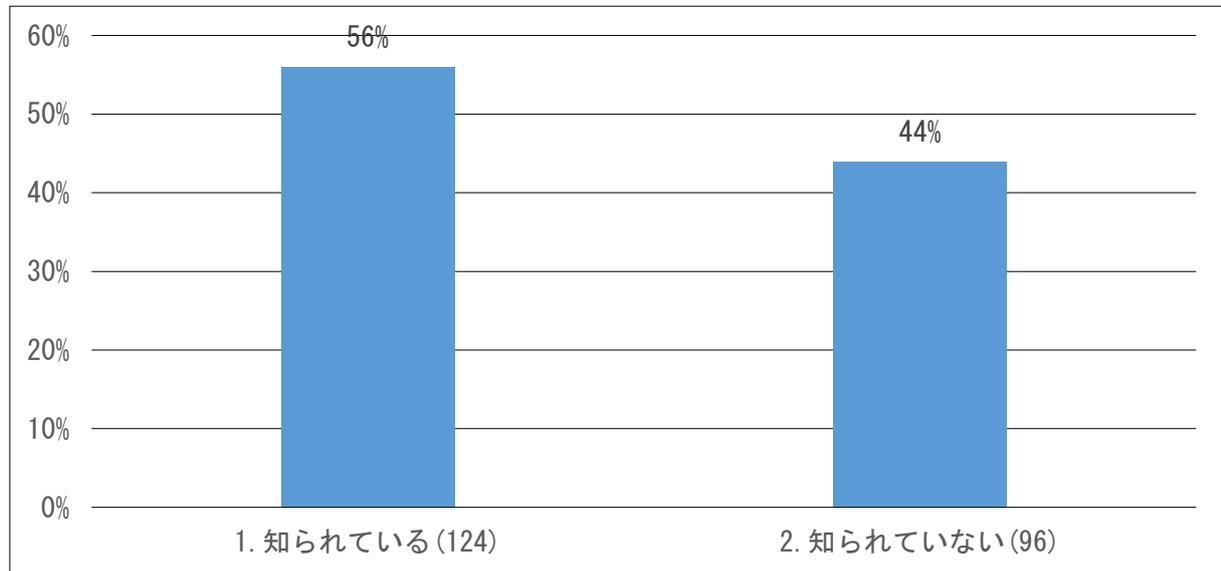


* Q26において「相談したことが無い」と回答した148事業所に対する割合

Q31 あなたの事業所利用者や職員に、成年後見制度は知られていると思いますか

1 知られている

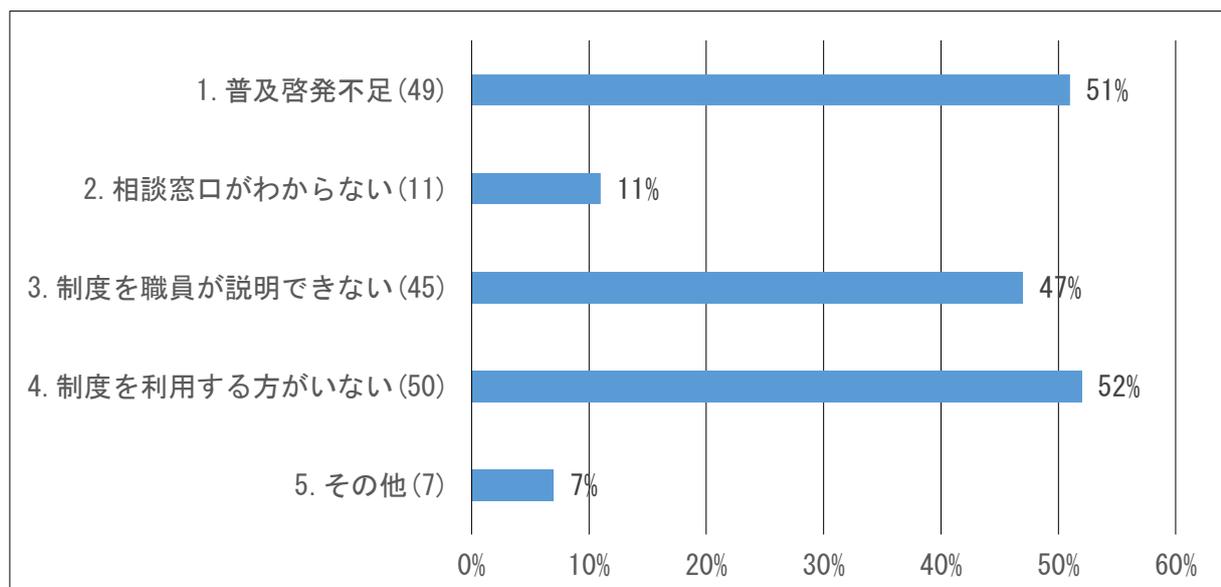
2 知られていない



Q32、Q33 Q31で「知られていない」と回答した方にお伺いします。

知られていない理由をお答え下さい(複数回答可)。

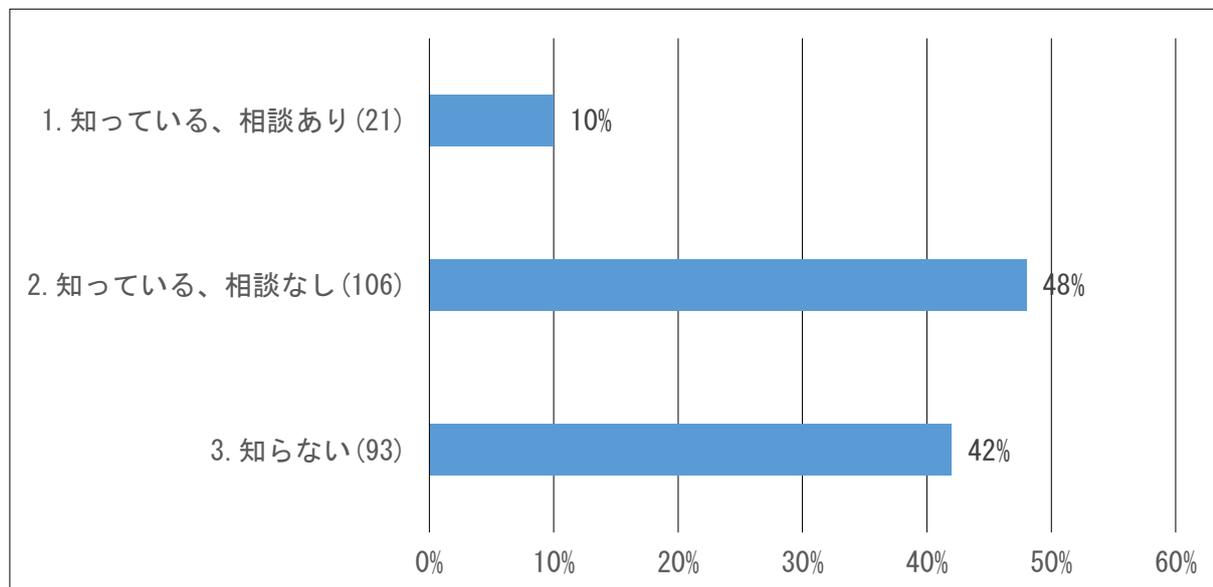
- 1 研修等の普及啓発が不足している
- 2 相談窓口がわからない
- 3 制度が難しく職員から利用者へ説明できない
- 4 制度を利用する様な利用者がいない
- 5 その他()



* Q31で「知られていない」と回答した96事業所に対する割合

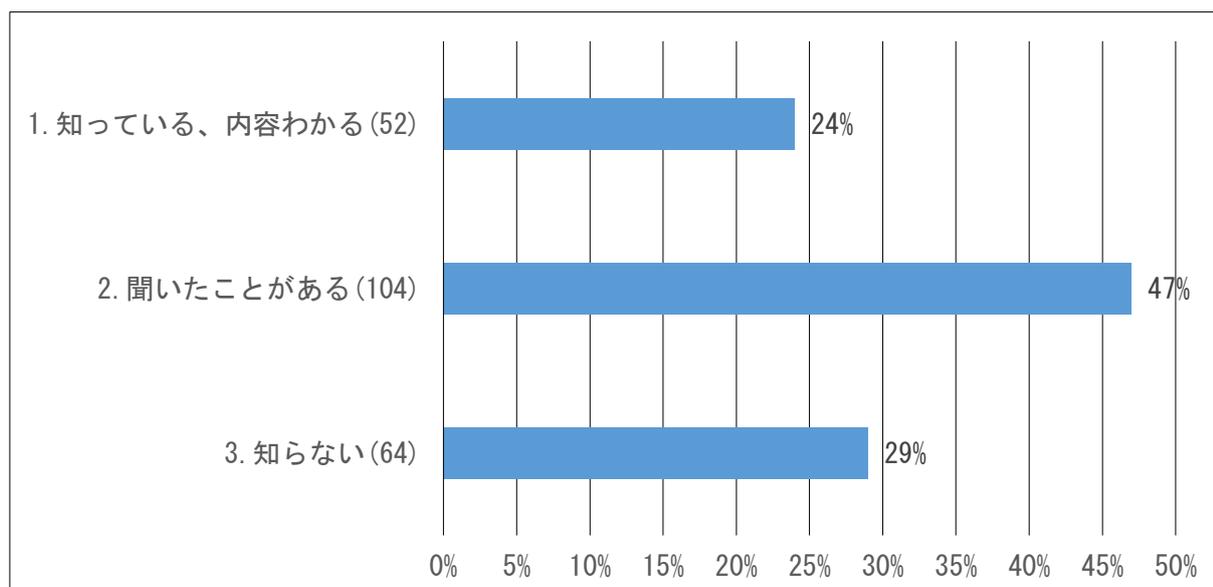
Q34 あなたは、北上市役所の長寿介護課内に「北上市権利擁護支援センター」が設置（令和3年4月1日設置）されたことを知っていますか。

- 1 知っているし、相談したことがある 3 知らない
2 知っているが、相談したことはない



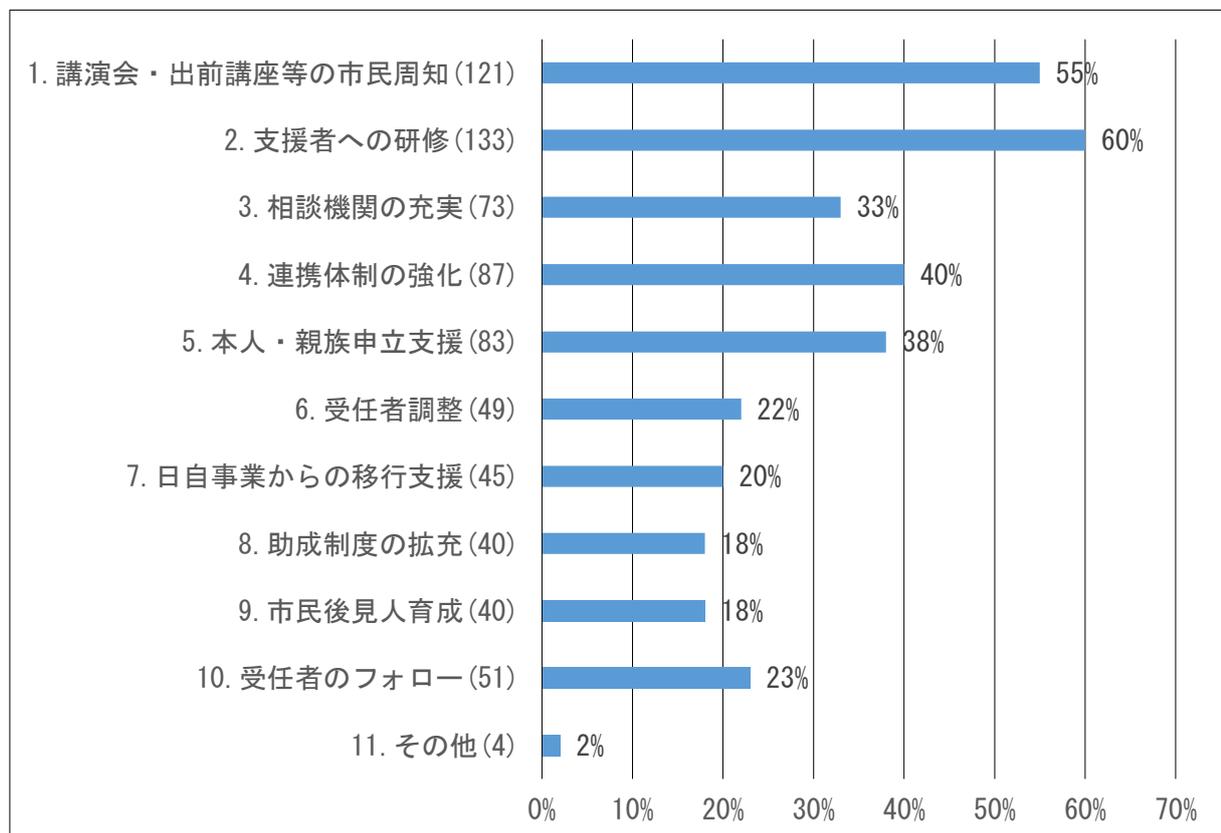
Q35 あなたは、市民後見人制度を知っていますか。

- 1 知っているし、内容もわかる 3 知らない
2 聞いたことはあるが、内容はわからない



Q36、Q37 あなたは、成年後見制度の利用を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか(複数回答可)。

- 1 講演会・出前講座等での市民への周知
- 2 支援者(事業所の職員など)への研修
- 3 成年後見制度・高齢者や障がい者虐待等に関する相談機関の充実
- 4 司法・福祉・医療などの連携体制の強化
- 5 本人・親族申立ての支援
- 6 成年後見制度における適切な受任者の調整
- 7 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援
- 8 成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充
- 9 市民後見人の育成
- 10 後見人等の受任者へのフォロー体制の充実
- 11 その他()



その他：・相談窓口がどこにあるのかははっきりとわかるといい
 ・保護者への講習
 ・法人後見の取組の推進
 ・利用のためには、周知・告知が必要。なおかつ、その情報が必要ない人にとっては関心がないので、対象たりえるような人のところに、その情報を届けることができれば良いと思います。

Q38 最後に、成年後見制度に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答をして下さい。

- ・後見人を選ぶような状況になったときに本人が判断できない、もしくは、判断したくない（自分は判断できると思っている）ことが多くあります。自分で選べない状況になったときに後見人が必要と判断するのではなく、独居や身寄りがない人・責任ある親族がいない人を対象に後見人紹介することもあってもよいのではないかと思います。
- ・成年後見制度を利用したいと申請し、利用できる様になるまでに時間（期間）を要するイメージがあります。諸手続きで時間が掛かるかと思いますが、もう少しスムーズに利用できるようなになれば良いと思う。
- ・地域の方々が成年後見制度について理解できますようセミナーを開催していただきたい。
- ・成年後見制度の相談をして後見人が決まるまで時間がかかり、その間の対応（入所・入院手続きや金銭引き落とし）に困ることがあります。
- ・もう少しスムーズに成年後見制度が活用できないもののでしょうか。
- ・【課題】病状や進行が進み任意後見人選定が間に合わず先立つ親御様の心情として、生命に危機ある手術の同意や延命治療に陥った場合の医療系の受け入れを法定後見人制度の不備というか、限界があり遺言であっても書き示すことができないとの障壁を聞き及んでいます。
- ・【要望】法的な不備でなら是非、親御様のその心情に応えるべく法（律）の整備に急ぎ取り組むことを望みます。
- ・『後見人等の受任者へのフォロー体制の充実』は、非常に重要だと感じます。
- ・成年後見制度を申請する時点では、「借金問題等」があれば、弁護士の方の対応等が必要になりますが、その問題が解決した後は、残った課題に対しての適材適所の後見人に繋いでいく等の連携体制の強化が、今、求められていると感じます。（入口で弁護士が入られその後もずっと続くと、他のケースで弁護士が必要となった時に即応出来ない状況も起りうるのではないのでしょうか。）
- ・申立ての手続きが複雑で裁判所とのやりとりにも時間がかかるため、申立ての支援は負担が大きい。
- ・その立場になってみないと分からない制度だと思います。市民や、福祉に関わる職員への周知をもっとして頂ければとおもいます。
- ・直接高齢者と関わる、介護スタッフの知識、協力が得られると普及も進むと思います。介護保険サービス等を利用する上で、権利擁護事業は欠かせないものであると考えています。特にもケース展開をしていく中で施設契約や金銭管理は大きな課題です。本人の判断能力低下は高齢であれば往々にして予測されることであります。本人が自分の意思をうまく伝えることができなくなった場合、本人に代わって意思や権利を伝え代弁してくれる人を誰に託すかを一人一人が考えていかなければならないと思います。権利擁護について市民へ啓蒙いただくことをお願いしたいと思います。

- ・現行制度では後見人に医療行為の同意権を与えておりません。実務を行う上で、医療行為に関する同意を求められる場面は少なくないと思います。
- ・後見人の方の医療や福祉に対する知識不足。特に看取り期に関して。又その看取り期の決定は後見人はどこまでが決定権があるのか。後見人と言っではじめはいい話をしてアピールするが、状況の把握にも電話も訪問もない。認知症の人は忘れやすいから足げく来てもらわないと顔なじみにならない、この人は誰で通帳を勝手に持って行ってと不信感にしかならない。特に施設やサ高住に入居している人はお金の使い道は入居費用等に限られているから、金銭のことに関して言えば、あまり後見人の役割は薄れている。とにかく家族のように常に本人に寄り添い、信頼関係を持ってもらわないと、ただの名ばかりの後見人になっていることが多々あります。
- ・市の成年後見利用支援事業として、資金のない人への申立ての費用助成や受任した方への報酬等の支援の拡大ができれば良いと思います。
- ・キーパーソンが動けない場合に安易に申請しようと声上がるパターンが多い
- ・お金がかかるとなると、申請まで至らないことが多々あります。お金がかからなくても対応してくれる仕組み作りが必要だと感じています。
- ・成年後見制度が普及することは大切であり、貴重な社会資源となるが、権利擁護がきちんと果たされるべき制度でもあるため、取り扱いを慎重にしなければならないという側面もあると考える。支援センターの設立により、適正な制度活用が図られることを期待し要望する。
- ・成年後見制度のハードルが高いように思っているところがあります。忙しいことを理由にしていますが、出張相談等をしてもらえれば助かります
- ・成年後見制度は研修会でも出てくるが、制度自体の本質がよく理解できていないのが現状です。成年の内容や本質を理解することが課題です。
- ・当事者、またはその家族よりも該当するに値すると判断できる立場の職種の研修などを充実させる必要を感じる。居宅介護支援専門員、訪問介護従事者、民生委員など、最初の一步さえ踏み出せれば、あとは専門職が指南していけると思う。
- ・病院は治療が落ち着けば退院となります。社会的入院を許容する病床はありません。大抵が自宅退院、独居生活困難な方が多く、施設入所を検討するにも保証人がいない、手続きすすめてくれる人がいない、お金がないなど困難を極めます。
- ・ある程度見通しがつくまでは、私たちソーシャルワーカーは主治医や病棟スタッフとの折衝に協力はしますが（早く何とかならないのかとかなり責め立てられますが、必死に我慢です、それが日常です）、可能な限り迅速な対応を、行政機関にはお願いしたいと思います。

* 前回調査結果

調査期間	令和2年3月27日(金)～4月30日(木)
調査対象	<p>介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院。</p> <p>①高齢者施設(介護保険法) : 168事業所 ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 70事業所 ③病院 : 3病院 合計 : 241事業所</p>
調査方法	郵送による配布・回収
回収票数	<p>①高齢者施設(介護保険法) : 142事業所(回収率84.5%) ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 54事業所(回収率77.1%) ③病院 : 3病院(回収率100%) 合計 : 199事業所(回収率82.6%)</p>